

改正

平成3年3月28日条例第7号

平成4年3月27日条例第6号

平成5年3月5日条例第3号

平成6年3月30日条例第9号

平成7年10月5日条例第14号

平成9年3月27日条例第9号

平成10年3月31日条例第13号

平成10年12月25日条例第27号

平成11年3月26日条例第6号

平成11年12月28日条例第19号

平成12年3月28日条例第20号

平成12年12月25日条例第37号

平成13年3月29日条例第6号

平成13年12月27日条例第40号

平成15年12月22日条例第24号

平成16年12月22日条例第17号

平成17年3月3日条例第1号

平成17年12月22日条例第32号

平成18年3月27日条例第9号

平成18年6月26日条例第25号

平成21年3月27日条例第7号

平成22年3月26日条例第5号

平成24年3月26日条例第5号

平成24年6月19日条例第8号

平成24年12月21日条例第20号

平成25年12月20日条例第27号

平成28年3月25日条例第17号

平成29年12月18日条例第24号

令和元年12月17日条例第23号

令和4年12月16日条例第20号

令和5年3月27日条例第9号

太子町下水道条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 排水設備の設置等（第3条―第6条）

第3章 公共下水道の使用（第7条―第18条）

第4章 雑則（第19条―第33条）

第5章 罰則（第34条―第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 町の設置する公共下水道及び都市下水路の管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、法第2条の例によるものとする。

- （1）排水設備 下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょその他の排水施設（屋内の排水管並びにこれに固着する水洗便所のタンク及び便器等を含む。ただし、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- （2）共同排水設備 前号の排水設備を共用し、又は共有する排水設備をいう。
- （3）除害施設 公共下水道の施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水及び有害物質を含む下水から、その障害を除去するために必要な施設をいう。
- （4）義務者 法第10条第1項各号の規定に該当する者をいう。
- （5）使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- （6）特定施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。
- （7）特定事業場 特定施設（下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第

9条の2で定めるものを除く。)を設置する工場又は事業場をいう。

(8) 水道及び給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

(9) 共用給水装置 太子町水道事業給水条例(昭和38年条例第16号。以下「給水条例」という。)第4条第2号に規定する共用給水装置をいう。

(10) 前処理場 皮革製造事業場又は油脂製造事業場から排除される汚水を処理するための終末処理場以外の処理施設をいう。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置等)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び方法により工事を実施すること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上(勾配100分の3以上)とすることができる。

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100ミリメートル以上	100分の1以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上	
300人以上600人未満	200ミリメートル以上	
600人以上	250ミリメートル以上	

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除

き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（勾配100分の3以上）とすることができる。

排水面積	排水管の内径	勾配
200㎡未満	100ミリメートル以上	100分の1以上
200㎡以上600㎡未満	150ミリメートル以上	
600㎡以上	200ミリメートル以上	

（排水設備等の計画の確認）

第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更で、事前にその旨を管理者に届け出る場合は、この限りでない。

（排水設備等の工事の実施）

第5条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下「県技術センター」という。）が実施する排水設備工事責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し町に登録した者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者で、管理者が認定したもの（以下「公認業者」という。）でなければ、行ってはならない。ただし、町において工事を実施するときは、この限りでない。

（公認業者の認定要件）

第5条の2 公認業者は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- （1） 兵庫県内に営業所があること。
- （2） 給水条例第7条第1項に規定する指定工事事業者であること。
- （3） 責任技術者が1人以上（公認業者自身が責任技術者であるときは、これを含む。）専属していること。
- （4） 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- （5） 次の各号のいずれの場合にも該当しないこと。

ア 公認業者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

イ 公認業者（法人にあっては代表者）が第5条の17の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 公認業者が第5条の9第2項の規定により認定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 公認業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 公認業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 前項第5号ウの規定に該当する場合で、当該公認業者が法人であるときはその代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として公認業者の認定を受けることはできない。

（認定の申請）

第5条の3 公認業者としての認定を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、排水設備公認業者認定申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第5号ア又はオに該当しないことを証する書類
- （2） 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- （3） 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- （4） 専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- （5） 専属する責任技術者の責任技術者証（第5条の14第1項の規定に基づき管理者が交付したものを言う。）の写し
- （6） 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類

（認定）

第5条の4 管理者は、前条の規定による申請書を受理した場合においては公認業者としての適否を審査し、適当と判断したものを公認業者として認定するものとする。

2 認定の有効期間は、公認業者としての認定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

（認定証）

第5条の5 管理者は、前条の規定により公認業者を認定したときは、排水設備公認業者認定証（以

下「認定証」という。)を交付するものとする。

- 2 公認業者は、認定証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 公認業者は、認定証をき損又は紛失したときは、直ちに排水設備公認業者認定証再交付申請書を管理者に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 公認業者は、第5条の9の規定により認定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に認定証を返納しなければならない。また、同条第2項の規定により認定の効力を一時停止されたときは、その停止期間中認定証を返納しなければならない。

(公認業者の責務及び遵守事項)

第5条の6 公認業者は、下水道に関する法令、条例、管理規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 公認業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 公認業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、第4条に規定する排水設備等の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施行してはならない。
 - (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(認定の更新)

第5条の7 公認業者が、認定の有効期間満了に際し、引き続き公認業者としての認定を受けようとするときは、管理者の指定する期日までに排水設備公認業者認定更新申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付又は提出する書類については、第5条の3第2項の規定を準用する。

(認定の辞退及び異動の届出義務)

第5条の8 公認業者は、第5条の2の認定要件を欠くに至ったとき又は公認業者としての営業又

は事業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに公認業者公認辞退届を管理者に提出しなければならない。

2 公認業者は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに公認業者異動届を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(認定の取消し又は一時停止)

第5条の9 管理者は、公認業者から前条第1項の届出を受けたときは、認定を取り消さなければならない。

2 管理者は、公認業者が次の各号の一に該当するときは、認定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、認定の効力を停止することができる。

- (1) 条例等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が公認業者として不適当と認めたとき。

(責任技術者の登録)

第5条の10 管理者は、第5条の2第1項第3号において定める責任技術者についての登録（以下「登録」という。）を行うものとする。

(責任技術者の責務)

第5条の11 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、管理規程その他管理者の定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行（管理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(登録資格)

第5条の12 試験に合格した者は、登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号の一に該当する場合は、登録を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

(登録の申請)

第5条の13 責任技術者としての登録を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに責任技術者登録申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 前条に規定する登録資格を有することを証する書類

3 前条の登録有資格者は、試験の合格証の交付の日から5年を経過する日までに登録を受けないときは、その資格を失う。ただし、県技術センターが試験合格後5年毎に実施する更新講習を継続して受講した者及び管理者が特別な理由があると認めた者については、この限りではない。

(責任技術者証)

第5条の14 管理者は、第5条の12に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、責任技術者証を交付するものとする。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員等の要求があったときには、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、氏名及び住所に異動（住居表示の変更を含む。）があったときは、直ちに責任技術者異動届出書に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、管理者に届け出なければならない。

4 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申請書を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。

5 責任技術者は、第5条の17の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく管理者に責任技術者証を返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その停止期間中責任技術者証を返納しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条の15 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、県技術センターが発行する責任技術者試験合格証又は責任技術者更新講習修了証に記載の有効期限とする。ただし、管理者が特に

必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(登録の更新及び更新講習)

第5条の16 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新（以下「登録更新」という。）を受けなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、県技術センターが試験合格後5年毎に実施する更新講習を受講しなければならない。

3 登録更新を受けようとする責任技術者は、管理者が指定する期日までに責任技術者登録更新申請書に、次に掲げる書類等を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 住民票記載事項証明書及び写真

(2) 更新講習受講修了証の写し

(登録の取消し又は一時停止)

第5条の17 管理者は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

(公示)

第5条の18 管理者は、公認業者に関し次の各号に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 公認業者を新たに認定したとき。

(2) 公認業者の認定を取り消し、又は一時停止したとき。

(3) 公認業者の認定の有効期間満了に際し、継続して認定しなかったとき。

(4) 第5条の8第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

2 管理者は、県技術センターが試験又は更新講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は更新講習の日時等を公示しなければならない。

(事務連絡会)

第5条の19 管理者は、公認業者による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 公認業者又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(排水設備等の工事の完了届及び検査)

第6条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、速やかにその旨を管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

第3章 公共下水道の使用

(使用開始等の届出)

第7条 使用者が公共下水道の使用を開始、休止、若しくは廃止又は使用を再開しようとするときは、当該使用者はあらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも同様とする。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、第1項の規定による届出をした者とみなす。

(し尿排除の制限)

第8条 使用者は、し尿を水洗便所によらなければ公共下水道に排除してはならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 法第12条の2第3項に規定する条例で定める水質基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排出基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次の各号に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置（以下「除害施設の設置等」という。）をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次の各号に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置等をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に掲げる数値
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (3) 温度 45度未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(改善命令等)

第12条 管理者は、前2条に規定する基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて除害施設の改善その他必要な措置を命じ、又は下水の排除の一時停止を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第13条 管理者は、公共下水道を管理するために必要な限度において除害施設の設置者及び特定施設の設置者に対し、事業場の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し、必要な報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収)

第14条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料の徴収方法は、給水条例の規定に基づき徴収する水道料金の徴収の例による。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、別に定める方法によることができる。
- 3 共用給水装置を使用している場合の使用料は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。
- 4 公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときは、その都度使用料を算定し、徴収する。

(使用料の算定)

第15条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除する汚水の量に応じ、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 一般汚水に係る使用料の額は、次の表に定めるところにより算定した基本使用料及び超過使用料の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83に規定する地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本使用料（1月につき）		超過使用料（1立方メートルにつき）	
10立方メートルまで	1,320円	10立方メートルを超え	
		30立方メートルまでの分	150円
		30立方メートルを超え	
		50立方メートルまでの分	190円
		50立方メートルを超え	
		100立方メートルまでの分	235円

	100立方メートルを超え	
	300立方メートルまでの分	270円
	300立方メートルを超える分	305円

(2) 前処理場処理污水に係る使用料の額は、次の表に定めるところにより算定した額に、消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額並びに地方税法第72条の82及び第72条の83に規定する地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

1立方メートルにつき	273円
------------	------

2 月の中途において使用を開始、休止、若しくは廃止又は使用を再開したときの使用料は、1月分として算定する。

(排除汚水量の認定)

第16条 一般污水の排除量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用する場合は、水道水の使用水量とする。ただし、共用給水装置で水道水を使用する場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知できないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用する場合は、その使用水量とし、使用の態様を勘案して管理者が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が氷製造業その他の産業で、前項により認定する排除汚水量が現に公共下水道に排除する汚水量と著しく異なる場合は、管理者は、使用者の使用の態様を勘案して、排除汚水量を認定することができる。

3 2以上の月について排除汚水量を一括して認定する場合は、各月の排除汚水量は、各月均等とみなす。

(排除汚水量の申告)

第16条の2 前条第1項第1号ただし書、第2号及び第2項に規定する排除汚水量の認定について、使用者は、排除汚水量認定申告書を提出しなければならない。申告した事項に変更が生じたときも同様とする。

2 管理者は、前項の規定による申告書の提出があったときは、排除汚水量を認定し、排除汚水量認定通知書により通知するものとする。

(計測装置の設置)

第16条の3 排除汚水量の認定をするため管理者が特に必要と認めるときは、計測装置を設置するものとする。

2 前項の場合において、使用者は、設置された計測装置について善良な管理をしなければならない。

3 計測装置を設置する場合、工事費及び維持経費を使用者に負担させることができる。

4 管理者は、計測装置の計測、維持、修繕、撤去に必要な範囲内で関係職員を当該設置場所に立ち入らせることができる。この場合、使用者は、正当な理由なく、これを拒むことはできない。

(一時使用)

第17条 土木建築等に関する工事施工に伴う排水、その他のために公共下水道を一時使用しようとする者は、その旨を管理者に届け出なければならない。廃止しようとするときも同様とする。

2 管理者は、公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料概算額を前納させることができる。この場合において、使用料の清算に伴う追徴又は還付は、廃止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料算出資料の提出)

第18条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者は、その旨を管理者に届け出なければならない。

(許可を要しない軽微な変更)

第20条 法第24条第1項及び法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、前条第1項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る物件を設けた目的に付随して当該物件の地上に存する部分に公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件を添加することに伴う変更とする。

(占有)

第21条 公共下水道の排水施設又はその敷地若しくは都市下水路の施設又はその敷地（以下「公共

下水道等の敷地等」という。)に物件(排水設備を除く。以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道等の敷地等を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

第22条 管理者は、前条の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。

2 前項に規定する占用料の額及び徴収方法等については、太子町道路占用条例(昭和35年条例第10号)の規定を準用する。

(原状回復)

第23条 占用者は、当該許可の期間が満了したとき、若しくは占用を廃止したとき、又は許可が取り消されたときは、管理者の指示に従い、当該許可に係る物件を撤去し、公共下水道及び都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適當であると認めたときは、必要な措置を指示することができる。

(公共下水道及び都市下水路付近地の掘削)

第24条 公共下水道及び都市下水路の施設の付近地で掘削工事を行う者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の工事を行う者に対し、公共下水道及び都市下水路の機能を維持し、又はその構造を保全するため必要な指示をすることができる。

(土砂等の投入等の禁止)

第25条 何人も、土砂、ごみ、し尿(水洗便所により排除されるものを除く。)その他公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその機能を損傷するおそれのあるものを公共下水道及び都市下水路に投入し、又は排除してはならない。

(手数料)

第26条 公認業者の登録等の手数料は、資格登録1件につき、次のとおりとする。

区分	新規	更新
公認業者	50,000円	30,000円
責任技術者	30,000円	20,000円

(使用料等の減免)

第27条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料、占用料又は手数料を減免することができる。

(費用の特別徴収)

第28条 町が義務者又は使用者（以下「義務者等」という。）の特別の事情により公共下水道のます及び取付管の新設等を行うときは、当該義務者等は、管理者の定めるところにより、その新設等に要する費用を負担しなければならない。

(排水区域外の使用)

第29条 管理者は、排水区域外の下排水のため、公共下水道を使用しようとする者に対し、公共下水道の管理上支障のないと認めたときは、使用を許可することができる。

2 前項の場合は、この条例の規定を準用する。

(管理人及び総代理人の選定)

第30条 管理者が特に必要と認めたときは、義務者等は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する管理人を定め、管理者に届け出なければならない。

2 義務者等が、共同排水設備を設置している場合は、それらの者のうちから総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、管理人又は総代理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

4 管理人又は総代理人を変更若しくは廃止し、又は届け出た事項に異動を生じたときは、第1項及び第2項の規定を準用する。

(公共下水道の構造の基準)

第31条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、令第5条の8、第5条の9及び第5条の11で定める基準をもって、その基準とする。

(都市下水路の構造及び維持管理の基準)

第32条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造及び維持管理の基準は、令第17条の10及び第18条で定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第34条 町長は、次の各号に該当するものに対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の規定による確認を受けないで、排水設備等の工事を行った者
- (2) 第5条の規定に違反して排水設備等の工事を行った者
- (3) 第6条の規定に違反して検査を受けなかった者

- (4) 第7条の規定による届出を怠った者
- (5) 第8条若しくは第10条又は第11条の規定に違反した者
- (6) 第13条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第18条による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者
- (8) 第23条の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第4条又は第19条第1項の規定による申請書、第6条又は第7条第1項の規定による届出書、第18条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、又は資料の提出者

第35条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、この条例の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（太子町下水道条例の廃止）

- 2 太子町下水道条例（昭和54年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例（以下「新条例」という。）の施行前に旧条例の規定によって町長又は町の職員がした行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 新条例の施行前に旧条例の規定によって町長に対してされた申請、届出その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなす。
- 5 新条例の施行の日の属する使用月分前の使用料又は新条例の施行の日の属する月分前の占用料（その使用料又は占用料の徴収に伴う手数料、延滞金及び滞納処分費を含む。）の徴収については、なお従前の例による。
- 6 新条例の施行前に申請のあった排水設備等の設計並びに工事の委託に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

- 7 新条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、適用日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る太子町下水道条例第15条第1項第1号に規定する使用料に乘じる率については、改正前の消費税法第29条に規定する税率並びに地方税法第72条の83に規定する税率を加算した率（以下「消費税率」という。）とする。
- 9 前項に規定する特定使用料のうち、改正前の消費税率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。前回確定日が存在しない適用日以前に使用開始した者にあっては、使用開始日をもって前回確定日とみなす。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 10 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成3年3月28日条例第7号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太子町下水道条例の規定は、第15条第1項第2号の規定を除き、平成4年7月1日以後に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料について適用し、施行日から平成4年6月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月5日条例第3号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年10月5日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の太子町下水道条例第15条第1項第1号の規定にかかわらず、施行日から平成10年3月31日までの一般汚水に係る使用料は、次の表に掲げる使用料を適用して算定した額とする。

基本使用料（1月につき）		超過使用料（1立方メートルにつき）	
10立方メートルまで	850円	10立方メートルを超え	
		30立方メートルまでの分	100円
		30立方メートルを超え	
		50立方メートルまでの分	120円
		50立方メートルを超え	
		100立方メートルまでの分	150円
		100立方メートルを超える分	190円

3 使用料算定の基礎となる排除汚水量の認定に係る期間が、施行日前から施行日以後に引き続くものであるとき、及び平成10年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該排除汚水量に係る使用料は、各日の排除汚水量を均等とみなし、日割りで計算する。

附 則（平成9年3月27日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成9年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、適用日から平成9年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの（適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の太子町下水道条例第15条第1項第1号に規定する使用料に乗じる率については、なお従前のとおりとする。

3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前のとおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成10年3月31日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月25日条例第27号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の太子町下水道条例第5条第1項の規定により公認業者として認定を受けている者は、当該認定に付された期間満了の日までは、この条例による改正後の太子町下水道条例第5条の規定による公認業者とみなす。

附 則（平成11年12月28日条例第19号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第37号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第6号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいてなされた認定、登録その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例による改正後の条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成15年12月22日条例第24号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第17号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 3 日条例第 1 号）

この条例は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第32号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日条例第 9 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太子町下水道条例第15条第 1 項第 1 号の規定は、平成21年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）以降の使用に係る使用料に適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、使用料算定の基礎となる汚水の量について、その排除期間が施行日前から施行日後に引き続くものであるときは、当該汚水の量に係る使用料は、各月の汚水の量を均等とみなし、月割りで計算する。

附 則（平成22年 3 月26日条例第 5 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町下水道条例第15条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の特例）

- 3 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日までの間の前処理場処理汚水に係る使用料の額について

ては、第15条第1項第2号の表中「250円」とあるのは「230円」として、同表の規定を適用する。

- 4 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の前処理場処理污水に係る使用料の額については、第15条第1項第2号の表中「250円」とあるのは「235円」として、同表の規定を適用する。

- 5 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の前処理場処理污水に係る使用料の額については、第15条第1項第2号の表中「250円」とあるのは「240円」として、同表の規定を適用する。

附 則（平成24年6月19日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいてなされた許可、決定その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例による改正後の条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成24年12月21日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第27号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町下水道条例第15条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の特例）

- 3 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間の前処理場処理污水に係る使用料の額については、第15条第1項第2号の表中「250円」とあるのは「232円」として、同表の規定を適用する。

附 則（平成29年12月18日条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年12月16日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太子町下水道条例第15条第 1 項第 1 号の規定は、令和 5 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）以降の使用に係る使用料に適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、使用料算定の基礎となる汚水の量について、その排除期間が施行日前から施行日後に引き続くものであるときは、当該汚水の量に係る使用料は、各月の汚水の量を均等とみなし、月割りで計算する。

附 則（令和 5 年 3 月27日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太子町下水道条例第15条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（使用料の特例）

- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間の前処理場処理汚水に係る使用料の額については、第15条第 1 項第 2 号の表中「273円」とあるのは「250円」として、同表の規定を適用する。